

熊本地震 小池晃書記局長・国会議員団とともに調査

4月29日、30日、日本共産党の小池晃書記局長・参院議員、田村貴昭、真島省三各衆院議員、仁比そうへい参院議員は、熊本地震で被災した住民への聞き取りや現地調査を行いました。市議団も、液状化被害が発生している日吉地区、一部損壊の家屋、北区の宅地被害、東区の仮設住宅など、国会議員団とともに、復旧の現状や要望などの聞き取りを行いました。



県内各地の被災現場で聞き取りを行う小池晃書記局長ら国会議員団

液状化被害については、現在ボーリング調査を行っている段階で、どのような工法で対策を行うのかなどは今後の技術検討委員会で協議される予定です。

住民からは、「行政の地盤改良が、まだ手についていない。不安定な地盤に家を再建するのは不安。早急に液状化対策を行ってほしい」との意見や「家の傾きを直すためにジャッキアップの見積もり

をとったが、1000万円かかると言われた。現在の補助制度では、400万円ほどの負担となり、大変」などの意見が寄せられました。小池氏は「国や自治体が責任を持ち、住民に負担をかけずに、安心して住める状態に回復できるよう制度の拡充が必要」と述べました。

市議団としても、国や県とも連携し、引き続き液状化からの復旧に力を尽くします。

液状化被害 早急な宅地復旧と支援強化を！



液状化被害が発生した日吉地区での聞き取り

液状化被害が発生した日吉地区では、住民約20名から聞き取りを行いました。

震災直後に比べ、家屋解体が行われ更地が目立つ状況でしたが、それでも地中へ沈み傾く家が多く残されている状況でした。宅地復旧への早急な対応や、支援策の拡充など様々な要望が寄せられました。

（控室から）
 施行70年目の憲法記念日
 やまべひろし

日本国憲法が施行70年を迎えた5月3日、熊本市内で、「憲法記念日宣伝」をおこないました。熊本地震の被災者の声を紹介し、「震災の復興は大型開発ではなく、憲法13条（幸福追求権）や、憲法25条（生存権）の理念を活かした、人間らしい暮らしを取り戻すことこそが求められている」と訴えました。

そんななか、同日、安倍首相が「読売新聞」などの一部メディアを通じて、2020年までに憲法9条に自衛隊を明記すると表明しました。くわえて、8日の衆院予算委員会で表明の真意を問われ、「『読売新聞』を熟読すればわかる」などとし、答弁を拒否しました。

「20年までに」と期限を区切ってまで改憲を進めると表明したことは、首相の憲法尊重擁護義務（99条）に反し、三権分立と議会制民主主義を踏みにじる違憲発言であり、答弁拒否にいたっては議会だけではなく、その先にある国民全体を愚弄するきわめて傲慢な態度です。

小選挙区制の悪弊がもたらした虚構の多数、「改憲勢力3分の2体制」を崩していくためにも、市民や野党のみならずと共に関心を尽くす、その決意を新たに5月3日でした。



日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団
 上野みえこ なすまどか やまべひろし
 熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 1046
 2017年5月14日号
 電話 328-2656
 FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
 ホームページ：共産党 熊本市議団 検索

中央区 一部損壊世帯でも多額の修理費が

中央区の一部損壊世帯。鉄骨3階建て住宅の外壁のいたるところに、亀裂が生じています。今回の調査で、住宅の基礎部分にも長い亀裂が入っていることがわかりました。

住宅のご主人は、「以前、外壁塗装をした際に、足場を組むだけで50～60万円かかった。それに加えて修理費。いったいどれだけ費用がかかるのか。一部損壊にも、相応の支援をして

ほしい」と話されていました。このお宅では、近く2次調査の申請をする予定です。



現地を視察する、真島省三衆議院議員と市議団。

北区 宅地被害、住民負担の軽減を

宅地被害に見舞われた北区・龍田地域。立田山などの急傾斜地に造成された盛土の宅地が、大規模に滑り落ちる（滑動崩落）危険が発生しています。

国の滑動崩落防止事業にこの地域だけでも5地区が対象とな



斜面に面した道路。地割れが発生し、崩落の危険が発生しています。(昨年10月撮影)

っており、現在ボーリング調査等の最終結果を待っています。

国の事業にかからない地域では、県の基金から補助がありますが、住民負担が発生するため、住宅の再建をためらっている人もいます。負担軽減の支援が必要です。

また、集落と主要幹線道路を結ぶ道が一本しかなく、今後の地震等で道路が寸断されると集落が孤立してしまうため、う回路の確保も求められています。

東区 仮設住宅入居者への聞き取り調査

震災から1年が過ぎましたが、住まいの再建が進まず、プレハブ仮設やみなし仮設などに入居している方が10,000世帯を超えています。入居者から、住まい再建にむけた様々な要望や悩みを聞くことができました。



「次の住まいの見通しが立っていない…」
「復興住宅を整備してほしい」「入居期間の延長を」

仮設住宅に入居されている方の多くが、次の住まいの再建や確保に大きな不安を抱えています。

聞き取り調査では、「地震前に住んでいた家はすでに解体しているが、再建するお金がない。災害復興住宅を早く整備し

てほしい」「家屋は解体予定だが、宅地（擁壁）被害はそのまま。土地も売れないだろうし、今後の生活の見通しも立たない」「次の住まいの見通しが立っていない。入居期間を延長してほしい。」など、様々な意見と要望が寄せられました。

仮設住宅などへの入居状況 2017年3月末時点

種別	募集・提供戸数	入居戸数
プレハブ仮設	541戸	527戸
みなし仮設	10239戸	8870戸
市営住宅	722戸	563戸
特定優良賃貸住宅	48戸	46戸
サービス付き高齢者向け住宅	15戸	8戸
国家公務員住宅	63戸	48戸
雇用促進住宅	314戸	90戸
合計	11942戸	10152戸

早急な災害復興住宅の整備とともに、恒久的な住まいをすべての被災者が確保できるよう、力を尽くします。